

学 則

学校法人 栗岡学園

奈良リハビリテーション専門学校

学 則

第 一 章 総 則

(目 的)

第 1条 本校は、豊かな人間性を養い、有能にして広く社会の要請に応え得る理学療法士を育成することを目的とする。

(名 称)

第 2条 本校は、奈良リハビリテーション専門学校と称する。

(位 置)

第 3条 本校は、奈良県生駒市東生駒1丁目77番3号に設置する。

第 二 章 課 程 ・ 学 科 ・ 修 業 年 限 ・ 定 員 並 び に 休 業 日

(課程・学科・修業年限等)

第 4条 本校の課程・学科・修業年限及び定員は次のとおりとする。

課 程	学 科	修業年数	入学定員	総定員	備 考
医療専門課程	理学療法学科	3年	40名	120名	全日制

(在学年限)

第 5条 学生は、前条の規定に定められた修業年限の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

(学年・学期)

第 6条 本校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、前期・後期の2期とする。

前期 : 4月1日から9月30日まで

後期 : 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第 7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日・日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(3) 学園記念日(創立記念日)

(4) 季節休業日

夏期休業日 4週間

冬期休業日 2週間

春期休業日 2週間

- 2 学校長は、必要により前項の休業日を変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか臨時に休業を必要とする場合は、学校長がその都度定める。

第三章 入学・転入学・休学・復学・退学・除籍及び賞罰

(入学資格)

- 第 8 条 本校に入学できる者は、次のとおりとする。
学校教育法第 56 条の規定により大学に入学できる者

(入学の時期)

- 第 9 条 本校の入学時期は毎年4月とする。

(転入学)

- 第 10 条 大学、高等専門学校、理学療法士養成所等を1年以上履修した者で、本校に転入学を志望する者があるときは、学校長は、欠員のある場合に限り運営会議の議を経て、相当年次に転入学を許可することができる。
- 2 前項の規定により転入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い、並びに在学すべき年数については、学校長が決定する。

(入学の出願)

- 第 11 条 本校に入学又は転入学を志願する者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第 29 条に定める入学検定料及び別に定める書類を添えて指定の期日までに願出しなければならない。

(入学者の選考)

- 第 12 条 入学者の選考は、推薦入学、一般入学、社会人入学及びAO入学とする。
- 2 推薦入学者の選考は、筆記試験・面接試験及び出身学校長等の推薦書、調査書により入学者を決定する。
 - 3 一般入学者の選考は、筆記試験・面接試験及び出身学校長等の調査書により入学者を決定する。
 - 4 社会人入学者の選考は、筆記試験・面接試験・出身学校長等の調査書及び自己推薦書により入学者を決定する。
 - 5 AO入学者の選考は、筆記試験・面接試験及び出身学校長等の調査書により入学者を決定する。

(入学手続き及び入学許可)

第13条 本学に再入学を志願する者があるときは、学校長は選考のうえ相当年次への入学を許可することができる。

2 前項の再入学については、別に定める再入学に関する規則による。

第14条 第10条及び12条の選考により合格した者は、所定の書類に「別表2」に定める入学金等を添えて指定期日までに手続きをしなければならない。

2 学校長は、前項の手続きを完了した者に対して入学又は転入学を許可する。

(休学・復学)

第15条 病気その他やむを得ない理由で3ヶ月以上休学しようとする者は、保証人が連署した休学願を学校長に提出し、その許可を得てその学期又は、学年に限り休学することができる。

2 学校長は、病気その他の理由により就学することが不相当と認められる者に対しては、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、引き続き1年を超えることはできない。ただし、学校長が特別の理由があると認めるときは、さらに1年以内の期間に限って休学を許可することがある。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

5 休学期間中にその理由が消滅した場合は、復学の許可を願い出ることができる。

6 復学しようとする者は、保証人連署のうえ復学願を提出し、学校長の承認を受けなければならない。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、理由を記し保証人連署のうえ、退学願を学校長に提出し許可を受けなければならない。

(転学)

第17条 本校学生が、他の理学療法士養成所に転学を希望するときは、理由を記した書類を添えて学校長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第18条 学校長は、次の各号のいずれかに該当する者を運営会議の議を経て除籍することができる。

(1) 死亡の届出のあった者

(2) 行方不明の届出のあった者

(3) 授業料を納期までに納入せず、且つ督促しても納入しない者

(表彰)

- 第19条 学校長は、運営会議の議を経て、表彰に値する行為を行った者を表彰することがある。

(懲戒)

- 第20条 学校長は、本校の規則又は学生の本分に反する行為があった者に対して運営会議の議を経て懲戒することがある。
- 2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。
 - 3 停学が引き続き3ヶ月以上にわたるときは、その期間は在学期間に算入しない。
 - 4 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - (1) 正当な理由がなく欠席が1ヶ月以上にわたる者
 - (2) 成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第四章 教育課程

(授業科目及び単位数)

- 第21条 本校における授業科目及び単位数は、「別表1」で定めた内容とする。
- 2 授業科目は、基礎分野、専門基礎分野及び専門分野に分け全科目履修しなければならない。

(単位の計算方法)

- 第22条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、次の基準により計算するものとする。
- 2 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める授業をもって、1単位とする。
 - 3 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で定める授業をもって、1単位とする。

(既修得単位の認定)

- 第23条 大学、高等専門学校、理学療法士養成施設等に在学していた者については、既修得単位が当該科目の認定要件を満たしていれば、申請のうえ単位の認定を受けることができる。

(授業科目の評価及び単位の認定)

- 第24条 各授業科目の評価は、前期末及び後期末に実施する定期試験にて行う。評価は、優・良・可・不可をもって表し、可以上を合格とする。

- 2 臨床実習の評価は実習終了後、臨床実習成果表を基に、実習内容・実習報告会やレポートを参考に教務会議において判定する。
- 3 各授業科目を履修し試験に合格した者に単位を与える。

(追試験・再試験・再実習)

第25条 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった者又は不合格の者については、追試験又は、再試験及び再実習を行うことができる。

(始業時間及び終業時間)

第26条 本校の始業時間及び終業時間は次のとおりとする。

始業時刻： 9時00分

終業時刻：16時10分

- 2 臨床実習については、別に定める。

第五章 卒業等

(卒業の認定)

第27条 学校長は、所定の科目の単位認定を受けた者について、運営会議の議を経て卒業の認定を行う。

- 2 卒業の認定を受けた者には、文部科学大臣による告示により専門士(医療専門課程)の称号を付与する。
- 3 学校長は、卒業を認定した者に対し、本校所定の卒業証書を授与する。
- 4 本校を卒業した者には、「理学療法士国家試験」の受験資格が与えられる。

第六章 健康管理

(健康管理)

第28条 学校長は、学生に対して1年に1回以上の健康診断を実施する。

第七章 入学検定料・入学金及び授業料等

(納付金)

第29条 入学検定料・入学金及び授業料等については、「別表2」のとおりとする。

(納入の時期)

第30条 入学試験に合格した者は、第14条の手続きにあたって、入学金・授業料・施

設設備充実費・実験実習費を納入しなければならない。

- 2 授業料・施設設備充実費及び実験実習費については、これを前期分、後期分に分け、次の期日までの年2回に分納することができる。

前期分：毎年3月31日まで

後期分：毎年9月30日まで

- 3 いったん納入した入学検定料・入学金及び授業料等は、原則として返還しない。

第八章 教職員組織

(教職員)

第31条 本校に次の教職員をおく。

学校長	1名
学科長	1名
専任教員	4名以上
講師	20名以上
事務職員	2名以上
校医	1名

- 2 学校長を補佐するため、副校長をおくことができる。
- 3 教職員の職務は、別に定める組織及び業務基準による。

第九章 学校運営

(学校運営)

第32条 本校の運営のため運営会議、教務会議、職員会議を設ける。

- 2 運営会議の他、各種会議の規程は別に定める。
- 3 学校長は必要に応じて第1項に掲げる会議以外に会議を招集することができる。

第十章 雑則

(細 則)

第 3 3 条 本学則施行に際し必要な細則は、別に定める。

(学則の改廃)

第 3 4 条 本学則の改廃は、学校長が発議し、運営会議・評議員会の議決を得て理事会が行う。

付 則

- 1 本学則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本改正学則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 本改正学則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 本改正学則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 本改正学則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 本改正学則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 本改正学則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

別表1(1)

授業科目と時間配分(理学療法学科)

分野	科目	指定 単位数	実施時間			1学年		2学年		3学年		卒業に 必要な 単位数
			講義 演習	実験 実習 実技	単位数	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
						時間	時間	時間	時間	時間	時間	
基礎 分野	教育学	(教育内容) 科学的思考 の基盤 人間と 生活 14単位	30		2	30						20単位
	心理学		30		2	30						
	生化学		30		2	30						
	物理学		30		2	30						
	統計学		30		2		30					
	情報処 理学		30		1	30						
	人間工 学		30		2	30						
	英語 I		30		2	30						
	英語 II		30		2		30					
	保健体 育		30		1	30						
	コミュニケーション学		45		2	30	15					
基礎分野計	14単位	345H		20単位	270H	75H						
専 門 基 礎 分 野	解剖学 I	(教育内容) 人体の構造 と機能及び 心身の発達 12単位	120		4	60	60					31単位
	解剖学 II		60		2	30	30					
	生理学 I		60		2	60						
	生理学 II		75		2		75					
	基礎運動学 I		60		2		60					
	基礎運動学 II		60		2			60				
	人間発達学		15		1	15						
	小計	12単位	450H		15	165H	225H	60H				
	病理学	(教育内容) 疾病と障 がいの成り立 ち及び回復 過程の促進 12単位	30		1		30					
	医学概論		15		1		15					
	内科学		60		2			30	30			
	神経科学		45		2			30	15			
	外科学総論		15		1				15			
	整形外科学		60		2			30	30			
	精神医学		30		1			30				
	小児科学		15		1			15				
	臨床心理学		30		1			30				
小計	12単位		300H		12		45H	165H	90H			
リハビリテーション I	(教育内容) 保健医療福祉 とリハビリ テーションの 理念 2単位	15		1		15						
リハビリテーション II		15		1			15					
保健医療福祉関係論		45		2					15	30		
小計		2単位	75H		4		15H		15H	15H	30H	
専門基礎分野計	26単位	825H		31単位	165H	285H	225H	105H	15H	30H		

授業科目と時間配分 (理学療法学科)

分野	科目	指定 単位数	実施時間			1学年		2学年		3学年		卒業に 必要な 単位数
			講義 演習	実験 実習 実技	単位数	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
						時間	時間	時間	時間	時間	時間	
専門分野	理学療法概論	(教育内容)	30		2	30						60単位
	理学療法概論実習			45	1		45					
	臨床運動学		60		2			30	30			
	動作分析学Ⅰ		30		1			30				
	動作分析学Ⅱ		30		1					30		
	理学療法障害学Ⅰ		15		1		15					
	理学療法障害学Ⅱ		45		1					30	15	
	理学療法研究概論		15		1					15		
	小計	6単位	225H	45H	10	30H	60H	60H	30H	75H	15H	
	理学療法評価総論Ⅰ	(教育内容)		60	2		60					
	理学療法評価総論Ⅱ			60	2			60				
	理学療法評価各論Ⅰ		理学療法評価学	30		1			30			
	理学療法評価各論Ⅱ				30	1				30		
	小計	5単位		180H	6		60H	90H	30H			
	基礎運動療法学	(教育内容)		60	2	30	30					
	運動療法学Ⅰ		30		1		30					
	運動療法学Ⅱ			60	2			60				
	運動療法学Ⅲ			30		1			30			
	物理療法学Ⅰ		30		1				30			
	物理療法学Ⅱ		30		1					30		
	義肢学		45		1					45		
	装具学		30		1					30		
	日常生活活動学総論		30		1				30			
	日常生活活動学各論		30		1					30		
	理学療法治療各論Ⅰ		理学療法治療学	30		1			30			
	理学療法治療各論Ⅱ			30		1				30		
	理学療法治療各論Ⅲ			30		1				30		
	理学療法治療各論Ⅳ			30		1				30		
	理学療法治療各論Ⅴ			30		1					30	
	理学療法治療各論Ⅵ			30		1					30	
	理学療法治療各論Ⅶ			30		1					30	
	理学療法治療各論Ⅷ			30		1				30		
	理学療法治療演習			30		1					30	
小計	20単位	495H		150H	21	30H	120H	180H	285H	30H		
生活環境論	(教育内容)	60		2				60				
地域理学療法学		地域理学療法学	30		1				30			
地域サービス技術論			4単位	30		1				30		
小計	4単位	120H		4				60H	60H			
臨床実習Ⅰ	(教育内容)		180	4			90	90				
臨床実習Ⅱ		臨床実習 18単位		630	14					315	315	
小計	18単位			810H	18			90H	90H	315H	315H	
卒業課題		15		1						15		
専門分野計	53単位	855H	1185H	60単位	60H	240H	420H	495H	480H	345H		
合計	93単位	2025H	1185H	111単位	495H	600H	645H	600H	495H	375H	111単位	

別表 2

入学検定料・入学金及び授業料等

区 分	金 額	納 期
入 学 検 定 料	20,000円	受験手続き時に納入
入 学 金	300,000円	入学手続き時に納入
授 業 料 (年 額)	760,000円 (1期380,000円)	前期分：毎年3月31日までに納入 後期分：毎年9月30日までに納入
施 設 設 備 充 実 費 (年 額)	1年次～3年次 200,000円 (1期 100,000円)	前期分：毎年3月31日までに納入 後期分：毎年9月30日までに納入
実 験 実 習 費 (年 額)	300,000円 (1期150,000円)	前期分：毎年3月31日までに納入 後期分：毎年9月30日までに納入

注1 ただし、入学年次についての授業料・施設設備充実費・実験実習費の前期分は、入学手続き時の指定期日に納入のこと。

注2 休学の場合は、授業料等に代えて在籍料を半期に付き100,000円納入のこと。

注3 追試験・再試験及び再実習代は別途定める。

注4 上記授業料等は、2019年度入学生より適用する。